

別紙

諮問第916号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月から平成〇年〇月末迄の期間に請求者が〇〇学校に在籍から退校となる事案について、次の連絡記録一式（1）再就職促進訓練室と〇〇学校との間（2）再就職促進訓練室と〇〇労働局との間」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年3月12日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関では、請求に係る保有個人情報を現に保有しておらず、存在しないため、不存在を理由として非開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和3年6月30日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年3月30日に実施機関から理由説明書を收受し、同年4月15日（第221回第二部会）から同年6月17日（第223回第二部会）まで、3回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件請求個人情報について

審査請求人の主張によると、〇〇学校と再就職促進訓練室との間、再就職促進訓練室と〇〇労働局との間及び〇〇労働局と審査請求人との間にかつて連絡系統が存在していたとのことである。

そこで、本件開示請求に係る保有個人情報を、民間の機関である〇〇学校（以下「学校」という。）と東京都の機関である中央・城北職業能力開発センター再就職促進訓練室（以下「訓練室」という。）との間における審査請求人に関する連絡記録（以下「本件請求個人情報1」という。）及び訓練室と国の機関である〇〇労働局との間における審査請求人に関する連絡記録（以下「本件請求個人情報2」という。）として、本件請求個人情報1及び2それぞれの不存在の妥当性について検討する。

イ 本件請求個人情報1の不存在の妥当性について

実施機関の説明によると、中央・城北職業能力開発センターは、求職者の職業能力開発・向上を目的とした技術・技能習得の施設として、また、地域の事業主、事業主団体等の在職者に対する能力向上や技能検定等の場を提供する施設として設置されており、そのうち訓練室においては、民間の教育訓練機関（以下「訓練機関」という。）に委託して求職者に対する職業訓練を実施している、とのことである。

また、委託による職業訓練は、年間定員13,000人の生徒が、介護・保育・情報通信・医療事務・総務経理などの訓練を受講しているところ、訓練室と訓練機関との間で生徒個々人の情報について、逐一連絡を取ることはないとのことである。

仮に生徒個々人に関する資料を作成し、学校から訓練室に情報提供があったとしても、本件開示請求に係る書類は1年の保存期間が定められているため、1年の保存期間を満了している開示請求時点で本件請求個人情報1のような書類は既に存在しない状態となっているとのことである。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、訓練室と学校との間で生徒個々人に関する情報について適宜文書を取り交わすという運用実態があることは確認できず、また、審査請求人に関して何らかの資料が作成されていたとしても、

実施機関の文書保存期間表において、本件請求個人情報1に係る書類の保存期間が1年であり、かつ、審査請求人が学校に在籍していた時点から1年以上経過した時点で審査請求人による開示請求が行われたため、本件請求個人情報1は既に存在しないものと認められる。

以上の事情を踏まえると、本件請求個人情報1は存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、他にその存在をうかがわせる事情も存在しないことから、本件請求個人情報1を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

ウ 本件請求個人情報2の不存在の妥当性について

実施機関の説明によると、訓練室が実施している委託による職業訓練を受講するためには、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）に求職申込みを行っていることが前提となっており、ハローワークの運営は〇〇労働局が担っているとのことである。また、訓練機関に関する受講者の相談窓口としてハローワークが存在しており、ハローワークに相談が持ち込まれると、〇〇労働局を介して訓練室に事実確認の依頼が行われるとのことであり、その過程において訓練室と〇〇労働局との間で連絡がなされることがあるということも説明された。

なお、訓練室と〇〇労働局との間の連絡は、〇〇労働局所定の様式によって行われており、また、訓練室における〇〇労働局との間の連絡記録に関する文書は1年の保存期間が定められているため、1年の保存期間を満了している開示請求時点で本件請求個人情報2のような書類は既に存在しない状態となっているとのことである。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、訓練室と〇〇労働局との間で文書による連絡が行われることがあるものの、実施機関の文書保存期間表において、本件請求個人情報2に係る書類の保存期間が1年であり、かつ、審査請求人がハローワークに相談していた時点から1年以上経過した時点で審査請求人による開示請求が行われたため、本件請求個人情報2は既に存在しないものと認められる。

以上の事情を踏まえると、本件請求個人情報2は存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、他にその存在をうかがわせる事情も存在

しないことから、本件請求個人情報2を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子